

兵庫県公報

令和4年3月29日 火曜日 第297号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止（文書課）	2
○ 指定市町村事務受託法人の指定（高齢政策課）	2
○ 公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会の業務拡大に係る業種及び職種の指定（労政福祉課）	3
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	4
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	5
○ 同 上（同）	7
○ 家畜の予防注射の実施（同）	8
○ するめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（水産課）	9
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 平成8年兵庫県告示第907号の4（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく温暖化防止配慮指針）の一部改正（温暖化対策課）	13
○ 平成18年兵庫県告示第963号（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）の一部改正（同）	14
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	18
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	19
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	19
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	19
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	20
○ 道路の区域の変更（同）	20
○ 車両制限令に基づく道路の指定（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	22
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	25
○ 平成25年兵庫県告示第539号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	25
○ 平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	25
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	25
○ 同 上（同）	26
○ 平成29年兵庫県告示第1125号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	26
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	26
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	26
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	27
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅政策課）	27
病院局管理規程	
○ 病院局会計規程等の一部を改正する管理規程	27
選挙管理委員会告示	
○ 令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	31

- 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出 38
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出 48
- 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 49
- 教育委員会告示**
- 指定技能教育施設の連携科目等の指定 50
- 同 上 50
- 同 上 51
- 指定技能教育施設の連携科目等の指定の変更 51
- 指定技能教育施設の連携科目等の指定及び指定の変更 51
- 指定技能教育施設の連携科目等の指定及び指定の解除 52
- 同 上 52
- 同 上 53
- 教育委員会公告**
- 随意契約の相手方等の公示 53
- 同 上 53
- 同 上 54
- 同 上 54
- 同 上 55
- 公安委員会規則**
- 金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則 55
- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 56

公布された法令のあらまし

- ◎金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）
民法の一部が改正されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。
- ◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）
通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

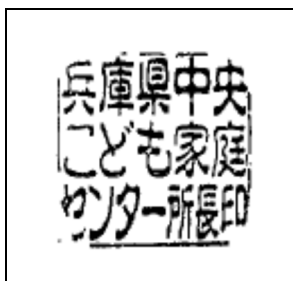
兵庫県告示第381号

次に掲げる公印を令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止公印の名称及び印影



兵庫県中央こども家庭センター所長印

兵庫県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事務所の名称及び所在地
 名称 ジェイエムシー株式会社大阪支店
 所在地 大阪市福島区福島七丁目20番1号 KM西梅田ビル14階
- 2 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 ジェイエムシー株式会社
 主たる事務所の所在地 高知市葛島四丁目3番30号
- 3 指定年月日
 令和4年4月1日



兵庫県告示第383号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定をした業種	指定をした職種	指定に係る市町の区域	指定年月日
01－農業	I－66自動車運転の職業	南あわじ市	令和4年3月18日
09－食料品製造業	H－54製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。)	神戸市	
19－ゴム製品製造業	H－54製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。)	神戸市	
24－金属製品製造業	B－11その他の技術者	神戸市	
	H－49生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	神戸市	
83－医療業	E－37保健医療サービスの職業	加古川市	
	I－66自動車運転の職業	加古川市	
85－社会保険・社会福祉・介護事業	K－75運搬の職業	南あわじ市	
93－政治・経済・文化団体	E－39飲食物調理の職業	神戸市	

- 注1 業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める中分類に規定する業種による。
 2 職種は、厚生労働省編職業分類（平成24年3月改訂）に定める中分類に規定する職種による。



兵庫県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

内町土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	三谷清美	豊岡市内町190番地の1
同	二位真人	同 市内町460番地
同	石谷喜規	同 市内町516番地の2
同	松本俊彦	同 市内町546番地
同	二位靖彦	同 市内町634番地
同	石原章二	同 市内町654番地
同	石原博	同 市内町653番地
監事	二位英雄	同 市内町497番地
同	藤原利美	同 市内町175番地



兵庫県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任の届出があった。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

大山川沿岸土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	園田良信	丹波篠山市北野40番地



兵庫県告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び退任の届出があった。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市養田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	森岡美治	神戸市西区押部谷町養田430番地
監事	森岡達吉	同 市同区押部谷町養田199番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	森岡達吉	神戸市西区押部谷町養田199番地の1
監事	森岡良夫	同 市同区押部谷町養田133番地の7

菅谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	石田稔	豊岡市出石町福見563番地
同	篠谷篤男	同 市出石町荒木584番地
同	竹下明宏	同 市出石町荒木376番地
同	井口博道	同 市出石町荒木1017番地
同	加藤信弘	同 市出石町荒木948番地
同	國谷佳弘	同 市出石町福見430番地
同	中川正幸	同 市出石町暮坂403番地
同	旗谷幸雄	同 市出石町暮坂28番地

監 事	加 藤 宥	同	市出石町荒木1089番地の2
同	旗 谷 壽 雄	同	市出石町暮坂205番地
同	前 田 忠 雄	同	市出石町福見384番地の1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

石 田 稔
 旗 谷 篤 男
 竹 下 明 宏
 井 口 博 道
 國 谷 佳 弘
 旗 谷 幸 雄
 山 下 幹 夫
 中 川 正 幸
 川 崎 稔
 川 崎 誠
 千 野 之 雅

住 所

豊岡市出石町福見563番地
 同 市出石町荒木584番地
 同 市出石町荒木376番地
 同 市出石町荒木1017番地
 同 市出石町福見430番地
 同 市出石町暮坂28番地
 同 市出石町荒木917番地
 同 市出石町暮坂403番地
 同 市出石町荒木681番地
 同 市出石町荒木1061番地
 同 市出石町細見21番地

照来土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

杉 岡 富 之
 岸 根 利 幸
 長谷坂 博 之
 村 尾 高 司
 西 坂 修
 中 井 達 也
 坂 出 裕 史
 門 村 哲 幸
 岩 本 広 司
 小 谷 政 志
 川 崎 雅 洋

住 所

美方郡新温泉町丹土660番地
 同 郡 同 町多子490番地
 同 郡 同 町桐岡190番地
 同 郡 同 町飯野988番地
 同 郡 同 町丹土1401番地
 同 郡 同 町丹土975番地
 同 郡 同 町桐岡106番地
 同 郡 同 町切畑512番地の2
 同 郡 同 町切畑497番地の2
 同 郡 同 町丹土280番地
 同 郡 同 町多子368番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

杉 岡 富 之
 岸 根 利 幸
 長谷坂 仁 志
 西 坂 修
 中 井 達 也
 坂 出 裕 史
 門 村 哲 幸
 岩 本 広 司
 村 尾 秀 一
 小 谷 政 志
 中 井 孝 吉

住 所

美方郡新温泉町丹土660番地
 同 郡 同 町多子490番地
 同 郡 同 町桐岡193番地の2
 同 郡 同 町丹土1401番地
 同 郡 同 町丹土975番地
 同 郡 同 町桐岡106番地
 同 郡 同 町切畑512番地の2
 同 郡 同 町切畑497番地の2
 同 郡 同 町飯野995番地
 同 郡 同 町丹土280番地
 同 郡 同 町多子325番地

兵庫県告示第387号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生予防のため、家畜及びその死体の所有者に対し、次のとおり検査を受けることを命ずる。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査

- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病感染牛の摘発と清浄性を評価するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛の2割以上の牛。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの
イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの
 - (4) 実施の期日
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
ア 予備的抗体検出法
イ リアルタイムPCR法
ウ ヨーニン検査
エ 疫学的検査
オ 臨床検査
カ 細菌検査
- 2 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病感染牛の摘発と清浄性を評価するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
 - (4) 実施の期日
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
ア 予備的抗体検出法
イ リアルタイムPCR法
ウ ヨーニン検査
エ 疫学的検査
オ 臨床検査
カ 細菌検査
- 3 牛の伝達性海綿状脳症検査
- (1) 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の清浄性を確認するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満96箇月以上で死亡した牛の死体、又は満48箇月以上で歩行困難や起立不能を呈して死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書に該当する場合及び家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
 - (4) 実施の期日
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
ア エライザ法

イ ウエスタンブロット法

ウ 疫学的検査

4 県外に移動する蜜蜂の腐蝕病検査

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県域を越えて移動する蜜蜂

(4) 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 肉眼的検査

イ 脱脂乳による検査

ウ 細菌検査



兵庫県告示第388号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 牛のブルセラ症検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ症の清浄性を維持するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入牛

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 急速凝集反応法

イ エライザ法

ウ 疫学的検査

エ 臨床検査

オ 細菌検査

2 牛の結核検査

(1) 実施の目的

牛の結核の清浄性を維持するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入牛

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

3 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 原則として100羽以上（だちょうの場合は10羽以上）飼養する家きん農場で飼養している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

(4) 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア エライザ法

イ ウイルス分離検査

ウ 寒天ゲル内沈降反応検査

エ その他必要な検査

4 豚等の豚熱検査

(1) 実施の目的

豚及びイノシシの豚熱予防的ワクチンによる免疫付与状況を確認するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

農場で飼養している豚及びイノシシのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた豚及びイノシシ

(4) 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア エライザ法

イ その他必要な検査

5 牛のアカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症

(1) 実施の目的

次の家畜の監視伝染病の流行を予察するため

ア アカバネ病

イ チュウザン病

ウ アイノウイルス感染症

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛（おおむね60頭）

(4) 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 検査の方法

マイクロプレート法による中和試験

~~~~~

兵庫県告示第389号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次のとおり予防注射を受けることを命ずる。

令和4年3月29日



兵庫県知事 齋藤元彦

1 牛の炭疽

(1) 実施の目的

牛の炭疽の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛。ただし、次に掲げるものを除く。

(イ) 家畜防疫員が注射を不適当と認めたもの

(ロ) 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの

イ その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 注射の方法

炭疽予防液の皮下注射

2 豚等の豚熱

(1) 実施の目的

豚熱の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びイノシシ（高度な隔離下又は監視下にある豚及びイノシシとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）

(4) 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

兵庫県告示第390号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、するめいかに関する令和4管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 特定水産資源 | 管理区分       | 知事管理漁獲可能量 |
|--------|------------|-----------|
| するめいか  | 兵庫県するめいか漁業 | 現行水準      |

兵庫県告示第391号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置      |      |                 |          |       |    |           |
|-----|-----------|------|-----------------|----------|-------|----|-----------|
|     | 漁業種類      | 操業区域 | 漁業時期            | 推進機関の馬力数 | 総トン数  | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 家島町 | さより船びき網漁業 | 別記1  | 8月1日から翌年1月15日まで | 別記2      | 5トン未満 | 2隻 | 定めなし      |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区番号 | 条件         |
|------|------------|
| 家島町  | 別記3の1から3まで |

別記1 操業区域

姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 推進機関の馬力数

|                 | 推進機関の馬力数                                                                              |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下                                                                |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない |

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |



兵庫県告示第392号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置    |      |                |          |      |    |           |
|-----|---------|------|----------------|----------|------|----|-----------|
|     | 漁業種類    | 操業区域 | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 西二見 | あじ五智網漁業 | 別記の1 | 6月1日から12月31日まで | 定めなし     | 定めなし | 4隻 | 定めなし      |
| 育波  | 同上      | 別記の2 | 6月1日から11月30日まで | 同上       | 同上   | 5隻 | 同上        |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月30日から同年5月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 淡路市野島江崎から室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



兵庫県告示第393号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 |      |      |          |      |    |           |
|----|------|------|------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
|    |      |      |      |          |      |    |           |

|     |      |                                   |    |      |      |    |      |
|-----|------|-----------------------------------|----|------|------|----|------|
| 室津浦 | 建網漁業 | 淡路市室津地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。<br>(注) | 周年 | 定めなし | 定めなし | 1隻 | 定めなし |
|-----|------|-----------------------------------|----|------|------|----|------|

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。



**兵庫県告示第394号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置     |                                                                                   |                |          |      |     |           |
|----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------|------|-----|-----------|
|    | 漁業種類     | 操業区域                                                                              | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 東浦 | あかした刺網漁業 | 淡路市鶴崎と大阪府岸和田市木材港北端を結んだ線から、洲本市三ツ川河口と大阪府泉南郡岬町深日港北端を結んだ線に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注) | 6月15日から8月15日まで | 定めなし     | 定めなし | 15隻 | 定めなし      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月29日から同年5月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年6月15日から令和6年3月31日までとする。



**兵庫県告示第395号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区   | 制限措置  |                                              |      |          |      |    |           |
|------|-------|----------------------------------------------|------|----------|------|----|-----------|
|      | 漁業種類  | 操業区域                                         | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 江井ヶ島 | ひき縄漁業 | 神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注) | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 2隻 | 定めなし      |
| 加古川市 | 同上    | 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)            | 同上   | 同上       | 同上   | 1隻 | 同上        |

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。



**兵庫県告示第396号**

平成8年兵庫県告示第907号の4（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく温暖化防止配慮指針）の一部を次のように改正し、令和4年3月29日から適用する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

別表の1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底の項5中「効率化」の右に、「(AI(人工知能)・IoT(Internet of Things)の活用やDX(デジタルトランスフォーメーション)等を含む。)」を加え、同表の8県内のプロジェクトで創出されたクレジットの購入の項中「県内のプロジェクトで創出された」を削り、同項排出抑制措置の内容の欄を次のように改める。

- 1 国内における地球温暖化の排出削減・吸収量認証制度により創出されたJ-クレジット等の購入
- 2 グリーン電力証書の購入
- 3 グリーン熱証書の購入
- 4 二国間クレジットの取得等

別表の9 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組の項中「、県外・海外等における取組」を削り、同項4中「商品」の右に「、材料」を加え、同項5中「(県外又は海外における二国間クレジットの取得等を含む。)」を削り、同表の10 脱炭素社会の実現に向けた取組の項排出抑制措置の内容の欄を次のように改める。

- 1 CO<sub>2</sub>フリー燃料（水素、アンモニア、LNG等）など次世代エネルギー技術の開発・活用
- 2 CCU/カーボンリサイクル/バイオマスによる原料転換技術の開発・活用  
(生産活動から排出されるCO<sub>2</sub>を分離・回収して原料として再利用、光合成によりCO<sub>2</sub>を吸収したバイオマス資源を原燃料に利用する等)
- 3 CCS技術の開発・活用（生産活動から排出されるCO<sub>2</sub>を分離・回収して貯留）

- 4 その他脱炭素社会の実現に向けた革新的技術の開発・活用
- 5 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画
- 6 気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画
- 7 グリーンファイナンスの推進（TCFD提言による気候変動情報の開示等）
- 8 カーボンフットプリントの導入やLCA（ライフサイクルアセスメント）、サプライチェーン全体を見据えた取組
- 9 グリーンボンド（環境債）の発行
- 10 未利用エネルギー等の業種間の連携
- 11 エネルギーの地産地消並びに面的利用
- 12 その他企業経営等における脱炭素化の促進



**兵庫県告示第397号**

平成18年兵庫県告示第963号（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）の一部を次のように改正し、令和4年3月29日から適用する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

第2の7(4)を次のように改める。

(4) 排出抑制計画（2号排出抑制計画については、算定年度における原油換算エネルギー使用量が500キロリットル未満の工場等の計画を除く。）の概要を基に、特定事業者ごとに公表用排出抑制計画を様式第4号により作成し、添付するものとする。ただし、特定事業者ごとの作成が難しい場合は、工場等ごとにその理由を明記した公表用排出抑制計画を作成し、添付するものとする。

第3の5(3)を次のように改める。

(3) 公表用排出抑制計画と同様、報告書（2号報告書については、算定年度における原油換算エネルギー使用量が500キロリットル未満の工場等の報告書を除く。）の概要を基に、特定事業者ごとに公表用報告書を様式第8号により作成し、添付するものとする。ただし、第2の7(4)ただし書に基づき、工場等ごとの排出抑制計画を作成した特定事業者については、工場等ごとに公表用報告書を作成し、添付するものとする。

第3の5(3)の次に次のように加える。

(4) 1号報告書を提出する特定事業者（ただし、県内に規則第45条の3に規定する工場等を複数設置し、又は管理している者に限る。）は、(3)に加え、規則第45条第2項第1号又は第3号に規定する工場等ごとの公表用報告書を様式第8号により作成し、添付するものとする。

別表1の1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底の項5中「効率化」の右に、「AI（人工知能）・IoT（Internet of Things）の活用やDX（デジタルトランスフォーメーション）等を含む。」を加える。

別表1の9 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組で特に報告したいものの項及び10 脱炭素社会の実装に向けた取組の項を次のように改める。

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>9 その他プロジェクトで創出されたクレジット</p> | <p>1 国内における地球温暖化の排出削減・吸収量認証制度により兵庫県外で創出されたJ-クレジット等の購入</p> <p>2 兵庫県外で創出されたグリーン電力証書の購入<br/>ただし、報告書に算入する際には、電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出削減量とする。</p> <p>3 兵庫県外で創出されたグリーン熱証書の購入<br/>ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の削減量とする。</p> <p>4 二国間クレジットの取得等</p> <p>5 1から4までにおいて、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。</p> |
| <p>10 その他、緑化等の取組で特に報告</p>     | <p>1 事業所における樹木等による緑化</p> <p>2 兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|       |                                                                                                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| したいもの | 3 「豊かな森づくり活動」や「豊かな海づくり活動」など低炭素活動プロジェクトを実施する「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」(事務局：公益財団法人ひょうご環境創造協会)への寄附<br>4 低炭素社会実行計画等に基づく全社としての目標に対する達成状況<br>5 環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品、材料等の購入(グリーン購入)<br>6 その他、特に報告したい地球温暖化対策 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表1に次の1項を加える。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 脱炭素社会の実現に向けた取組 | 1 CO <sub>2</sub> フリー燃料(水素、アンモニア、LNG等)など次世代エネルギー技術の開発・活用<br>2 CCU/カーボンリサイクル/バイオマスによる原料転換技術の開発・活用(生産活動から排出されるCO <sub>2</sub> を分離・回収して原料として再利用、光合成によりCO <sub>2</sub> を吸収したバイオマス資源を原燃料に利用する等)<br>3 CCS技術の開発・活用(生産活動から排出されるCO <sub>2</sub> を分離・回収して貯留)<br>4 その他脱炭素社会の実現に向けた革新的技術の開発・活用<br>5 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画<br>6 気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画<br>7 グリーンファイナンスの推進(TCFD提言に基づく気候関連情報の開示等)<br>8 カーボンフットプリントの導入やLCA(ライフサイクルアセスメント)、サプライチェーン全体を見据えた取組<br>9 グリーンボンド(環境債)の発行<br>10 未利用エネルギー等の業種間の連携<br>11 エネルギーの地産地消並びに面的利用<br>12 その他企業経営等における脱炭素化の促進 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表2の1 自動車運送事業に関する対策の項8から13までを次のように改める。

- 8 AI(人工知能)・IoT(Internet of Things)の導入やDX(デジタルトランスフォーメーション)等による運行管理等、運送事業の効率化
- 9 貨物列車・船舶等へのモーダルシフト
- 10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備
- 11 エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行
- 12 エコドライブ関連機器の導入
- 13 車両の燃料使用量等の把握
- 14 Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出量の低いエネルギーの採用(排出係数の低い電気や温室効果ガスの排出の少ない製造方法の水素の利用等)

別表2の6 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組で特に報告したいものの項及び7 脱炭素社会の実現に向けた取組の項を次のように改める。

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 その他プロジェクトで創出されたクレジット | 1 国内における地球温暖化の排出削減・吸収量認証制度により兵庫県外で創出されたJ-クレジット等の購入<br>2 兵庫県外で創出されたグリーン電力証書の購入<br>ただし、報告書に算入する際には、電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出削減量とする。<br>3 兵庫県外で創出されたグリーン熱証書の購入<br>ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の削減量とする。<br>4 二国間クレジットの取得等<br>5 1から4までにおいて、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。 |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 その他、緑化等の取組で特に報告したいもの | 1 事業所における樹木等による緑化<br>2 兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組<br>3 「豊かな森づくり活動」や「豊かな海づくり活動」など低炭素活動を実施する「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」(事務局：公益財団法人ひょうご環境創造協会)への寄附<br>4 低炭素社会実行計画等に基づく本社としての目標に対する達成状況<br>5 環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品等の購入(グリーン購入)<br>6 その他、特に報告したい地球温暖化対策 |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表2に次の1項を加える。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 脱炭素社会の実現に向けた取組 | 1 Well to Wheelの観点からトータルのCO <sub>2</sub> 排出量の削減方針の明確化<br>2 商用車(バス・トラック等)における電動化技術及び内燃機関の環境技術の開発・活用<br>3 商用車(バス・トラック等)における燃料電池自動車及びCO <sub>2</sub> フリー水素技術の開発・活用<br>4 CCU/カーボンリサイクル/バイオマスによるバイオ燃料や代替燃料の開発・活用<br>5 ICT技術を活用したエコドライブ支援システムの開発・活用<br>6 Mobility as a Service (Maas)などのモビリティサービスの開発・活用<br>7 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画<br>8 気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画<br>9 グリーンファイナンスの推進(TCFD提言に基づく気候関連情報の開示等)<br>10 グリーンボンド(環境債)の発行<br>11 その他企業経営等における脱炭素化の促進 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

様式第5号2(1)を次のように改める。

(1) 排出抑制目標の達成状況

(二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub>)

| 特定物質   | 基準年度<br>排出量<br>(年度) | 現況排出量<br>(年度) | 目標( )年度 |            |
|--------|---------------------|---------------|---------|------------|
|        |                     |               | 抑制目標量   | 達成率<br>(%) |
|        | (a)                 | (b)           | (c)     |            |
| 二酸化炭素  |                     |               |         |            |
| メタン    |                     |               |         |            |
| 一酸化二窒素 |                     |               |         |            |
| H F C  |                     |               |         |            |
| P F C  |                     |               |         |            |
| 六ふっ化硫黄 |                     |               |         |            |
| 三ふっ化窒素 |                     |               |         |            |
| 合計(A)  |                     |               |         |            |

備考：達成率(%) = {(a) - (b)} / {(a) - (c)} × 100

様式第5号2(2)を次のように改める。

(2) クレジットによる削減量



(二酸化炭素換算量t-CO<sub>2</sub>)

| クレジット種                   |          | 基準年度<br>排出量<br>(年度) | クレジット<br>償却量<br>(年度) | 目標( )年度 |            | 参考  |                   |
|--------------------------|----------|---------------------|----------------------|---------|------------|-----|-------------------|
|                          |          |                     |                      | 抑制目標量   | 達成率<br>(%) | 償却量 | 単位                |
|                          |          |                     |                      |         |            |     |                   |
| 県内                       | J-クレジット等 | 再エネ電気由来             |                      |         |            |     | MWh               |
|                          |          | 再エネ熱由来              |                      |         |            |     | GJ                |
|                          |          | 省エネ由来・森林由来          |                      |         |            |     | t-CO <sub>2</sub> |
|                          |          | グリーン電力証書            |                      |         |            |     | MWh               |
|                          |          | グリーン熱証書             |                      |         |            |     | GJ                |
|                          |          | 合計(B)               |                      |         |            |     |                   |
| その他                      | J-クレジット等 | 再エネ電気由来             |                      |         |            |     | MWh               |
|                          |          | 再エネ熱由来              |                      |         |            |     | GJ                |
|                          |          | 省エネ由来・森林由来          |                      |         |            |     | t-CO <sub>2</sub> |
|                          |          | グリーン電力証書            |                      |         |            |     | MWh               |
|                          |          | グリーン熱証書             |                      |         |            |     | GJ                |
|                          |          | 合計(C)               |                      |         |            |     |                   |
| 差し引き後排出量 (A) - (B) - (C) |          |                     |                      |         |            |     |                   |

備考1：達成率(%) = {(a) - (b)} / {(a) - (c)} × 100

備考2：事業所における削減量をクレジット化し、他の事業者に譲渡した場合は、当該クレジット相当量（当該年度に創出した削減量相当分）をマイナスの値として計上すること。

備考3：償却量が他事業所の報告と重複しないようにすること。

様式第7号2(1)を次のように改める。

(1) 排出抑制目標の達成状況

(二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub>)

| 特定物質     | 基準年度<br>排出量<br>(年度) | 現況排出量<br>(年度) | 目標( )年度 |            |
|----------|---------------------|---------------|---------|------------|
|          |                     |               | 抑制目標量   | 達成率<br>(%) |
|          |                     |               |         |            |
| 二酸化炭素(A) |                     |               |         |            |

備考：達成率(%) = {(a) - (b)} / {(a) - (c)} × 100

様式第7号2(2)を次のように改める。

(2) クレジットによる削減量

(二酸化炭素換算量t-CO<sub>2</sub>)

| クレジット種                   |          |            | 基準年度<br>排出量<br>(年度) | クレジット<br>償却量<br>(年度) | 目標( )年度 |            | 参考  |                   |
|--------------------------|----------|------------|---------------------|----------------------|---------|------------|-----|-------------------|
|                          |          |            |                     |                      | 抑制目標量   | 達成率<br>(%) | 償却量 | 単位                |
|                          |          |            |                     |                      |         |            |     |                   |
| 県内                       | J-クレジット等 | 再エネ電気由来    | /                   | /                    | /       | /          | /   | MWh               |
|                          |          | 再エネ熱由来     |                     |                      |         |            |     | GJ                |
|                          |          | 省エネ由来・森林由来 |                     |                      |         |            |     | t-CO <sub>2</sub> |
|                          | グリーン電力証書 | MWh        |                     |                      |         |            |     |                   |
|                          | グリーン熱証書  | GJ         |                     |                      |         |            |     |                   |
|                          | 合計(B)    |            |                     |                      |         |            |     |                   |
| その他                      | J-クレジット等 | 再エネ電気由来    | /                   | /                    | /       | /          | /   | MWh               |
|                          |          | 再エネ熱由来     |                     |                      |         |            |     | GJ                |
|                          |          | 省エネ由来・森林由来 |                     |                      |         |            |     | t-CO <sub>2</sub> |
|                          | グリーン電力証書 | MWh        |                     |                      |         |            |     |                   |
|                          | グリーン熱証書  | GJ         |                     |                      |         |            |     |                   |
|                          | 合計(C)    |            |                     |                      |         |            |     |                   |
| 差し引き後排出量 (A) - (B) - (C) |          |            |                     |                      |         |            |     |                   |

備考1：達成率(%)={ (a)-(b) } / { (a)-(c) } × 100

備考2：事業所における削減量をクレジット化し、他の事業者に譲渡した場合は、当該クレジット相当量(当該年度に創出した削減量相当分)をマイナスの値として計上すること。

備考3：償却量が他事業所の報告と重複しないようにすること。

様式8号中「報告書」の右に「(事業者・事業所)」を加え、末尾に「備考：事業所ごとに提出する場合は、目標年度(計画)の排出量等を記載する必要はない。ただし、様式第4号を特定事業所ごとに提出した者を除く。」を加える。



**兵庫県告示第398号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

基本測量(電子基準点測量)

2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

神戸市、姫路市、明石市、西宮市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、三田市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、市川町、佐用町、香美町及び新温泉町

兵庫県告示第399号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年11月1日から令和4年3月1日まで
- 3 作業地域  
加西市畑町地内

兵庫県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年3月29日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                      |    |                  |              |           |
|--------------|--------------------------------------------|----|------------------|--------------|-----------|
|              | 区間                                         | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>長谷市川線  | 神崎郡神河町新野字塚之前19番1から<br>同 郡市川町鶴居字大道之東88番1まで  | 旧  | 2.0から<br>27.0まで  | 1,972.0      | 一部<br>予定地 |
|              | 神崎郡神河町新野字塚之前19番1から<br>同 郡市川町澤字御所ノ坪964番3まで  |    | 11.0から<br>28.0まで | 567.0        |           |
|              | 神崎郡市川町澤字御所ノ坪964番3から<br>同 郡同 町鶴居字大道之東88番1まで |    | 4.0から<br>35.0まで  | 1,522.0      |           |
|              | 神崎郡神河町新野字塚之前19番1から<br>同 郡市川町鶴居字大道之東88番1まで  |    | 11.0から<br>36.0まで | 2,092.0      |           |
|              |                                            | 新  |                  |              |           |

兵庫県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月29日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年3月29日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域 |    |                 |              |    |
|--------------|-------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|              |       |    |                 |              |    |

|             |                                       |   |                  |       |     |
|-------------|---------------------------------------|---|------------------|-------|-----|
| 県道<br>三木宍粟線 | 三木市別所町高木字羽場3番1から<br>同市別所町高木字中島123番1まで | 旧 | 16.0から<br>33.0まで | 332.0 | 予定地 |
|             |                                       | 新 | 16.0から<br>34.0まで | 332.0 |     |



**兵庫県告示第402号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月31日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年3月29日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                       |    |                  |              |    |
|--------------|---------------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                          | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>372号   | 姫路市花田町小川字長瀬1047番1から<br>同市野里字東河原15番1まで       | 旧  | 15.0から<br>42.0まで | 494.0        |    |
|              | 姫路市花田町小川字横庵1092番13から<br>同市野里字東河原15番1まで      |    | 9.0から<br>32.0まで  | 496.0        |    |
|              | 姫路市花田町小川字長瀬1047番1から<br>同市野里字東河原15番1まで       | 新  | 15.0から<br>42.0まで | 494.0        |    |
| 県道<br>宍粟香寺線  | 姫路市夢前町護持字口峠1355番13から<br>同市夢前町護持字坊垣内1249番1まで | 旧  | 3.0から<br>19.0まで  | 846.0        |    |
|              | 姫路市夢前町護持字口峠1355番1から<br>同市夢前町護持字坊垣内1208番1まで  |    | 8.0から<br>58.0まで  | 985.0        |    |
|              | 姫路市夢前町護持字口峠1355番1から<br>同市夢前町護持字坊垣内1208番1まで  | 新  | 8.0から<br>58.0まで  | 985.0        |    |



**兵庫県告示第403号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年3月29日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域               |    |                 |              |    |
|--------------|---------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道           | 川辺郡猪名川町北田原字屏風浦469番1 | 旧  | 7.0から<br>16.0まで | 152.0        |    |

|       |                     |   |        |       |     |
|-------|---------------------|---|--------|-------|-----|
| 川西篠山線 | から                  | 新 | 7.0から  | 152.0 | 予定地 |
|       | 同 郡同 町北田原字一本松8番17まで |   | 16.0まで |       |     |
|       |                     |   | 9.0から  | 161.0 |     |
|       |                     |   | 35.0まで |       |     |



**兵庫県告示第404号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名             | 区間                                          |
|-----------------|---------------------------------------------|
| 県道<br>網干たつの線    | 揖保郡太子町吉福字西川原256番から<br>たつの市揖保町門前字蔵ノ久保111番1まで |
| 県道<br>網干停車場新舞子線 | 揖保郡太子町沖代字前田47番1から<br>同 郡同 町沖代字竹ノ内84番1まで     |

2 指定する期日

令和4年4月1日



**兵庫県告示第405号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名             | 区間                                         |
|-----------------|--------------------------------------------|
| 県道<br>加古川北インター線 | 加古川市志方町大澤字観音堂790番1から<br>同 市志方町大澤字中谷826番1まで |
| 県道<br>たつの相生線    | 相生市池之内字家ノ下488番2から<br>同 市大石町737番12          |

2 指定する期日

令和4年4月1日

3 通行方法

前記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸

法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



**兵庫県告示第406号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                 | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------------|----------------------|---------------------|
| 三津田<br>(316010010)  | 三木市志染町三津田（別図1のとおり）   | 地滑り                 |
| 小二谷<br>(316010011)  | 三木市細川町瑞穂（別図2のとおり）    | 地滑り                 |
| 下南<br>(316010012)   | 三木市細川町中里（別図3のとおり）    | 地滑り                 |
| 下南第2<br>(316010013) | 三木市細川町中里（別図4のとおり）    | 地滑り                 |
| 中里<br>(316010014)   | 三木市細川町中里（別図5のとおり）    | 地滑り                 |
| 原坂<br>(316010015)   | 三木市細川町中里（別図6のとおり）    | 地滑り                 |
| 原坂第2<br>(316010016) | 三木市細川町垂穂、中里（別図7のとおり） | 地滑り                 |
| 上芝原<br>(316010017)  | 三木市細川町垂穂（別図8のとおり）    | 地滑り                 |
| 下芝原<br>(316010018)  | 三木市細川町垂穂（別図9のとおり）    | 地滑り                 |
| 上南第2<br>(316010019) | 三木市細川町瑞穂（別図10のとおり）   | 地滑り                 |
| 蓮花寺2<br>(316010020) | 三木市口吉川町蓮花寺（別図11のとおり） | 地滑り                 |
| 殿畑<br>(316010021)   | 三木市口吉川町殿畑（別図12のとおり）  | 地滑り                 |
| 槇<br>(316010022)    | 三木市口吉川町槇（別図13のとおり）   | 地滑り                 |

|                    |                       |     |
|--------------------|-----------------------|-----|
| 善祥寺<br>(316010023) | 三木市口吉川町善祥寺 (別図14のとおり) | 地滑り |
| 東中<br>(316010024)  | 三木市口吉川町東中 (別図15のとおり)  | 地滑り |
| 毘沙門<br>(316020009) | 三木市吉川町毘沙門 (別図16のとおり)  | 地滑り |
| 別所<br>(316020010)  | 三木市吉川町毘沙門 (別図17のとおり)  | 地滑り |
| 市野瀬<br>(316020011) | 三木市吉川町市野瀬 (別図18のとおり)  | 地滑り |
| 福吉<br>(316020012)  | 三木市吉川町福吉 (別図19のとおり)   | 地滑り |
| 南水上<br>(316020013) | 三木市吉川町水上 (別図20のとおり)   | 地滑り |
| 北水上<br>(316020014) | 三木市吉川町水上 (別図21のとおり)   | 地滑り |
| 豊岡<br>(316020015)  | 三木市吉川町豊岡 (別図22のとおり)   | 地滑り |
| 南豊岡<br>(316020016) | 三木市吉川町豊岡 (別図23のとおり)   | 地滑り |
| 豊岡北<br>(316020017) | 三木市吉川町豊岡 (別図24のとおり)   | 地滑り |
| 湯谷3<br>(316020018) | 三木市吉川町湯谷 (別図25のとおり)   | 地滑り |
| 貸潮<br>(316020019)  | 三木市吉川町貸潮 (別図26のとおり)   | 地滑り |
| 東田<br>(316020020)  | 三木市吉川町東田 (別図27のとおり)   | 地滑り |
| 奥谷<br>(316020021)  | 三木市吉川町奥谷 (別図28のとおり)   | 地滑り |
| 東畑<br>(316020022)  | 三木市吉川町東田 (別図29のとおり)   | 地滑り |
| 金会西<br>(316020023) | 三木市吉川町金会 (別図30のとおり)   | 地滑り |
| 楠原<br>(316020024)  | 三木市吉川町楠原 (別図31のとおり)   | 地滑り |
| 奥谷南<br>(316020025) | 三木市吉川町奥谷 (別図32のとおり)   | 地滑り |
| 西奥2<br>(316020026) | 三木市吉川町西奥 (別図33のとおり)   | 地滑り |

(別図1から別図33までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第407号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                 | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------------|----------------|---------------------|
| 新定大谷<br>(329030004) | 加東市新定（別図1のとおり） | 地滑り                 |

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第408号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称               | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|--------------------|---------------------|
| 坂根<br>(302030001) | 姫路市夢前町山之内（別図1のとおり） | 地滑り                 |

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第409号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                  | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|-------------------|---------------------|
| 八木<br>(323010007)    | 養父市八鹿町八木（別図1のとおり） | 地滑り                 |
| 浅間(2)<br>(323010008) | 養父市八鹿町浅間（別図2のとおり） | 地滑り                 |
| 十二所<br>(323020004)   | 養父市十二所（別図3のとおり）   | 地滑り                 |



|                   |                 |     |
|-------------------|-----------------|-----|
| 尾崎<br>(323040009) | 養父市尾崎 (別図4のとおり) | 地滑り |
|-------------------|-----------------|-----|

(別図1から別図4までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第410号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称               | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|--------------------|---------------------|
| 栃原<br>(326010002) | 朝来市生野町栃原 (別図1のとおり) | 地滑り                 |
| 佐囊<br>(326040001) | 朝来市佐囊 (別図2のとおり)    | 地滑り                 |

(別図1及び別図2は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第411号**

平成25年兵庫県告示第539号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

有馬(10) I (101070577) の項中別図71を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第412号**

平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

大谷 I (105000007) の項中別図7を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第413号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                 | 指定を解除する区域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------|-----------------|---------------------|
| 高塚Ⅰ<br>(105000004) | 西宮市高塚町(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 高塚Ⅱ<br>(105000006) | 西宮市高塚町(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

兵庫県告示第414号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、平成22年兵庫県告示第394号(土砂災害警戒区域の指定)について、次のとおり指定を解除する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                     | 指定を解除する区域                      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|--------------------------------|---------------------|
| 中川原町(2)<br>(118000120) | 川西市鼓が滝<br>大阪府池田市の中川原町(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

兵庫県告示第415号

平成29年兵庫県告示第1125号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道場山(2)Ⅰ(101070582)の項中別図13を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1125号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                     | 指定を解除する区域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 有馬(10)Ⅰ<br>(101070577) | 神戸市北区有馬町(別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |

兵庫県告示第417号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都

市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類    | 都市計画の名称     |
|-------|------------|-------------|
| 明石市   | 東播都市計画下水道  | 明石市公共下水道    |
| 同市    | 東播都市計画地区計画 | 大久保駅南地区地区計画 |

兵庫県告示第418号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
 組合の名称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合  
 事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）  
 設立認可の年月日 平成17年2月2日
- 変更認可の年月日  
 令和4年3月29日

兵庫県告示第419号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称                      | 住所                                              | 事務所の所在地                                         | 指定年月日     |
|-------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人<br>ミャンマー-KOBE | 神戸市長田区久保町6丁目1-1アスタくにつか<br>4番館2階ヨンバンカン<br>ニカイ2号室 | 神戸市長田区久保町6丁目1-1アスタくにつか<br>4番館2階ヨンバンカン<br>ニカイ2号室 | 令和4年3月15日 |

病院局管理規程

病院局会計規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年3月29日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第2号

病院局会計規程等の一部を改正する管理規程

（病院局会計規程の一部改正）

第1条 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「令達を受けた支払計画額の範囲内で」を削り、同条中第2項第3号を削り、第4号及び第5号を1号ずつ繰り上げる。

第9条中第2号を削り、第3号及び第4号を1号ずつ繰り上げ、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改める。

第12条第1項中「日計表、」を削り、「次のとおりとする」を「別に定める」に改め、表を削り、同条中第2項を削る。

第13条第2項中「発生日」を「発生月」に改める。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

第18条第3項中「日計表等により」を削る。

第23条を次のように改める。

#### 第23条 削除

第24条第4項中「(様式第29号)」を削る。

第26条第1項及び第2項中「(様式第30号)」を削る。

第32条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中第1項を削り、第2項中「法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」を「法第231条の2の3に規定する指定納付受託者」に改め、第1項とする。

第34条中「(出納取扱金融機関から収納済通知書を受けた場合にあっては振替伝票)」を削る。

第36条中「(様式第31号)」を削る。

第37条を次のように改める。

(不納欠損)

第37条 業務担当者は、納付すべき収入に係る債権について不納欠損の処理を行うときは、内容を記載した書類に基づいて、振替伝票により決定するものとする。

第40条第2項を次のように改める。

2 支出負担行為をしようとするときは、会計区分、科目、理由、所要見込額、その他必要な事項を記載した書類により決定しなければならない。

第40条中第3項を削り、第4項及び第5項を1項ずつ繰り上げ、同条第5項中「及び前項」を削り、「第3項」を「前項」に改める。

第42条第2項第2号中「で支払金額が1件10万円未満のもの」を削り、次の1号を加える。

(5) 商慣習上、請求書を用いない取引で契約書等により支払金額が確認できるもの

第44条の見出し中「及び隔地払」を「等」に改め、同条中「及び隔地払」を「、隔地払及び払込書による支払」に改める。

第53条第1項中「(様式第32号)」を削る。

第63条第2項中「(様式第33号)」を削る。

第68条第1項中「(様式第34号)」を削る。

第69条第2項中「事業年度の終了その他の理由により」を削り、「速やかに、取引店に返還してその受領書を徴し、当該小切手帳から振り出した小切手振出原符と共に」を「第65条に規定する書損と同様に処理し、」に改める。

第70条を次のように改める。

(企業出納員等の印鑑の届出)

第70条 小切手を振り出すときは、企業出納員及び小切手確認者は小切手に押印する印鑑を所管の取引店に届け出ておかななければならない。

第105条中第1号及び第2号を削り、第3号から第5号を2号ずつ繰り上げる。

第131条第1項中「その前任者は引継書を作成し、」を削り、同条第2項中「関係書類に確認印を押印して」を削る。

第141条中第2項を削る。

第145条中「翌月15日(証拠書類つづりについては、20日)までに管理者に提出しなければならない」を「翌月20日までに管理者へ経理状況を報告」に改める。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1 (第40条関係)

## 支出負担行為書によるもの

- 1 食料費で予定額1件5万円以上のもの
- 2 記念品、賞品、贈与品その他これらに類するものの購入費で予定額1件5万円以上のもの
- 3 補償費及び見舞金で予定額1件10万円以上のもの
- 4 第93条の規定により契約書の作成を要するもの

様式第1号から様式第34号までを削る。

(病院局公有財産取扱規程の一部改正)

第2条 病院局公有財産取扱規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(公有財産の範囲)

第2条の2 この規程において、公有財産とは病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第11条の規定により固定資産に区分するものをいう。

第12条を次のように改める。

(寄附の受納)

第12条 病院長等は、公有財産となるべき物件の寄附を受けようとするときは、相手方から寄附申出書(様式第1号)を徴さなければならない。ただし、その必要がないと認める場合は省略することができる。

2 病院長等は、寄附の受納が完了したときは、寄附受納書(様式第2号)を作成し、相手方に交付するものとする。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第26条中第3項を削る。

第28条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項に繰り上げる。

第29条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項に繰り上げ、同条第5項中「前条第5項」を「前条第2項」に改める。

第31条中「管理者」を「管理者等」に改める。

第34条第1項中「(第1号に掲げる場合にあつては、管理者)」を削る。

第38条中「管理者」を「管理者等」に改め、「ものの貸付料の納付期限は、別に定める」を「場合は、別の納期限を指定することができる」に改める。

第39条中第2項から第4項までを削る。

第40条中「前条第3項第1号から第5号までに掲げる事項及び」を削り、同条中第1号から第11号までを5号ずつ繰り下げ、第40条に次の5号を加える。

- (1) 貸付けをしようとする公有財産に係る公有財産管理台帳の記載事項
- (2) 貸付けの目的
- (3) 貸付けの相手方の住所及び氏名
- (4) 貸付数量
- (5) 貸付期間

第55条中第3項を削る。

第57条第2項中「係員が印を押して」を削る。

第60条を次のように改める。

第60条 削除

別表第2中「管理者」を「管理者等」に改める。

様式第1号を次のとおり改める。

様式第1号(第12条関係)

寄 附 申 出 書

年 月 日

県立 病院長 様

申 出 者  
住 所  
氏 名  
電 話  
電子メール

病院事業の用に供するため、下記の財産を寄附したいので受納願います。

記

様式第2号を次のとおり改める。

様式第2号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

県立 病院長

寄 附 受 納 書

年 月 日付で申出のありました寄附について、下記のとおり受納しました。

記

- 1 寄附の内容
- 2 寄附受納日
- 3 その他事項

様式第3号を削る。

（病院局公舎等管理規程の一部改正）

第3条 病院局公舎等管理規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、借り受けの方法により設置した公舎等については、公舎等管理状況表（様式第6号）の作成をもって代えることができる。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条第3項中「公舎等への」を「急患等に対応するために一時的に待機させる職員及び」に改め、「病院局経営課長と協議の上、」を削る。

第9条に次のただし書きを加える。

ただし、前条第3項に掲げる一時的に待機させる職員を除く。

第17条中「病院局経営課長」を「病院長」に改める。

第26条を次のように改める。

(報告)

第26条 病院局長は、公舎等の管理について必要と認めるときは、病院長に公舎等管理状況表(様式第6号)をもって、報告を求めることができる。

様式第6号中「公舎(看舎)管理状況報告書」を「公舎等管理状況表」に、「年 月 日」を「(年 月 日現在)」に改め、「病院局長様」及び「県立 病院長」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定により、令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙に係る各候補者の出納責任者から、選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和4年3月29日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

- 1 選挙の種類 令和3年7月18日執行 兵庫県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

56,429,600円

3 報告書の要旨

|         |         |      |       |    |                       |      |
|---------|---------|------|-------|----|-----------------------|------|
| 候補者氏名   | 服 部 修   | 所属党派 | 無 所 属 | 期間 | 令和3年6月28日から<br>7月5日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 信 時 一 智 |      |       |    |                       |      |

| 収 入    |          | 支 出    |          |
|--------|----------|--------|----------|
| 主たる寄附  | 0円       | 人 件 費  | 0円       |
| その他の寄附 | 0円       | 家 屋 費  | 0円       |
| その他の収入 | 303,638円 | 選挙事務所費 | 0円       |
| 今 回 計  | 303,638円 | 集会会場費  | 0円       |
| 総 計    | 303,638円 | 通 信 費  | 0円       |
|        |          | 交 通 費  | 0円       |
|        |          | 印 刷 費  | 287,842円 |
|        |          | 広 告 費  | 15,796円  |
|        |          | 文 具 費  | 0円       |
|        |          | 食 糧 費  | 0円       |
|        |          | 休 泊 費  | 0円       |
|        |          | 雑 費    | 0円       |
|        |          | 今 回 計  | 303,638円 |
|        |          | 総 計    | 303,638円 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金 額 |
|--------------|---------|-----|
|              | ビラの作成   | 0円  |
|              | ポスターの作成 | 0円  |

|  |   |    |
|--|---|----|
|  | 計 | 0円 |
|--|---|----|

|          |                  |
|----------|------------------|
| 報告書受理年月日 | 令和3年7月26日 第1回報告分 |
|----------|------------------|



|         |        |      |       |                                |
|---------|--------|------|-------|--------------------------------|
| 候補者氏名   | 中川 暢 三 | 所属党派 | 無 所 属 | 期間 令和3年6月27日から<br>7月26日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 平尾 恒 明 |      |       |                                |

| 収 入    |            | 支 出    |            |
|--------|------------|--------|------------|
| 主たる寄附  | 0円         | 人 件 費  | 0円         |
| その他の寄附 | 0円         | 家 屋 費  | 0円         |
| その他の収入 | 4,439,047円 | 選挙事務所費 | 0円         |
| 今 回 計  | 4,439,047円 | 集会会場費  | 0円         |
| 総 計    | 4,439,047円 | 通 信 費  | 0円         |
|        |            | 交 通 費  | 10,870円    |
|        |            | 印 刷 費  | 2,216,119円 |
|        |            | 広 告 費  | 2,142,673円 |
|        |            | 文 具 費  | 0円         |
|        |            | 食 糧 費  | 20,013円    |
|        |            | 休 泊 費  | 0円         |
|        |            | 雑 費    | 49,372円    |
|        |            | 今 回 計  | 4,439,047円 |
|        |            | 総 計    | 4,439,047円 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金 額 |
|--------------|---------|-----|
|              | ビラの作成   | 0円  |
|              | ポスターの作成 | 0円  |
|              | 計       | 0円  |

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 報告書受理年月日 | 令和3年8月2日 第1回報告分 |
|----------|-----------------|



|         |         |      |       |                                |
|---------|---------|------|-------|--------------------------------|
| 候補者氏名   | 齋 藤 元 彦 | 所属党派 | 無 所 属 | 期間 令和3年4月22日から<br>7月29日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 正 木 克 幸 |      |       |                                |

| 収 入                   |                      | 支 出    |            |
|-----------------------|----------------------|--------|------------|
| 主たる寄附<br>(氏名団体名) (職業) | 10,900,000円<br>(寄附額) | 人 件 費  | 4,215,200円 |
| さいとう元彦後援会             | 8,500,000円           | 家 屋 費  | 1,595,571円 |
|                       |                      | 選挙事務所費 | 1,323,053円 |
|                       |                      | 集会会場費  | 272,518円   |



|         |     |             |     |             |
|---------|-----|-------------|-----|-------------|
| 桑原 豪    | 会社員 | 100,000円    | 通信費 | 68,186円     |
| 阿部 徳行   | 会社員 | 100,000円    | 交通費 | 323,749円    |
| 河内 佑介   | 会社員 | 100,000円    | 印刷費 | 2,819,060円  |
| 岩破 俊博   | 会社員 | 100,000円    | 広告費 | 4,627,315円  |
| 自由民主党本部 |     | 2,000,000円  | 文具費 | 8,329円      |
|         |     |             | 食糧費 | 264,271円    |
| その他の寄附  |     | 0円          | 休泊費 | 82,800円     |
| その他の収入  |     | 1,000,000円  | 雑費  | 314,213円    |
| 今回計     |     | 11,900,000円 | 今回計 | 14,318,694円 |
| 総計      |     | 11,900,000円 | 総計  | 14,318,694円 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額         |
|--------------|---------|------------|
|              | ビラの作成   | 1,166,000円 |
|              | ポスターの作成 | 1,316,000円 |
|              | 計       | 2,482,000円 |

|          |          |        |
|----------|----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和3年8月2日 | 第1回報告分 |
|----------|----------|--------|



|         |      |      |     |                                |
|---------|------|------|-----|--------------------------------|
| 候補者氏名   | 齋藤元彦 | 所属党派 | 無所属 | 期間 令和3年7月30日から<br>8月20日まで 第2回分 |
| 出納責任者氏名 | 正木克幸 |      |     |                                |

| 収入     |             | 支出     |             |
|--------|-------------|--------|-------------|
| 主たる寄附  | 0円          | 人件費    | 0円          |
| その他の寄附 | 0円          | 家屋費    | 0円          |
| その他の収入 | 100,000円    | 選挙事務所費 | 0円          |
| 今回計    | 100,000円    | 集合会場費  | 0円          |
| 前回計    | 11,900,000円 | 通信費    | 0円          |
| 総計     | 12,000,000円 | 交通費    | 24,667円     |
|        |             | 印刷費    | 0円          |
|        |             | 広告費    | 0円          |
|        |             | 文具費    | 1,738円      |
|        |             | 食糧費    | 30,966円     |
|        |             | 休泊費    | 0円          |
|        |             | 雑費     | 47,882円     |
|        |             | 今回計    | 105,253円    |
|        |             | 前回計    | 14,318,694円 |
|        |             | 総計     | 14,423,947円 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額 |
|--------------|---------|----|
|              | ビラの作成   | 0円 |
|              | ポスターの作成 | 0円 |



|                    |            |             |       |             |
|--------------------|------------|-------------|-------|-------------|
| 働する会               |            |             | 集合会場費 | 1,261,133円  |
| 井上寛之               | 会社役員       | 300,000円    | 通信費   | 114,756円    |
| 人見嘉伸               | 会社役員       | 100,000円    | 交通費   | 103,340円    |
| 青柳進                | 会社役員       | 100,000円    | 印刷費   | 3,758,766円  |
| 正井公華               | 団体役員       | 100,000円    | 広告費   | 2,685,936円  |
| 北川己代治              | 会社員        | 200,000円    | 文具費   | 112,026円    |
| 三浦文夫               | 会社役員       | 100,000円    | 食糧費   | 368,821円    |
| 池田泰雄               | 会社役員       | 200,000円    | 宿泊費   | 49,000円     |
| 中山真由美              | 会社役員       | 30,000円     | 雑費    | 299,507円    |
| 伊藤勝之               | 会社役員       | 100,000円    | 今回計   | 13,976,328円 |
| 兵庫ビルメンテナ<br>ンス政治連盟 |            | 500,000円    | 総計    | 13,976,328円 |
| 兵庫県宅建政治連<br>盟      |            | 300,000円    |       |             |
| 種橋伯子               | 会社役員       | 30,000円     |       |             |
| 橋本玲子               | 会社役員       | 30,000円     |       |             |
| 兵庫県柔道整復師<br>連盟     |            | 300,000円    |       |             |
| 和田歩美               | 無職         | 50,000円     |       |             |
| 藤岡隆夫               | 無職         | 30,000円     |       |             |
| 古川貢                | 会社役員       | 50,000円     |       |             |
| 尼崎商工連盟             |            | 500,000円    |       |             |
| 國元正俊               | 会社役員       | 300,000円    |       |             |
| 清水克巳               | 会社役員       | 100,000円    |       |             |
| 西多弘行               | 信用金庫役<br>員 | 100,000円    |       |             |
| 小西禎一               | 無職         | 30,000円     |       |             |
| 山口伸樹               | 笠間市長       | 30,000円     |       |             |
| 桐原一幸               | 団体役員       | 50,000円     |       |             |
| 模剛太郎               | 会社役員       | 30,000円     |       |             |
| 渡邊勝幸               | 団体役員       | 250,000円    |       |             |
| 南正博                | 会社役員       | 500,000円    |       |             |
| 福島茂利後援会            |            | 30,000円     |       |             |
| その他の寄附             | 20件        | 216,000円    |       |             |
| その他の収入             |            | 0円          |       |             |
| 今回計                |            | 39,656,000円 |       |             |
| 総計                 |            | 39,656,000円 |       |             |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額         |
|--------------|---------|------------|
|              | ビラの作成   | 699,600円   |
|              | ポスターの作成 | 1,225,000円 |
|              | 計       | 1,924,600円 |

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 報告書受理年月日 | 令和3年8月2日 第1回報告分 |
|----------|-----------------|



|         |      |      |     |    |                      |      |
|---------|------|------|-----|----|----------------------|------|
| 候補者氏名   | 金澤和夫 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 令和3年7月1日から<br>8月6日まで | 第2回分 |
| 出納責任者氏名 | 松田保  |      |     |    |                      |      |

|        |             |        |             |
|--------|-------------|--------|-------------|
| 収入     |             | 支出     |             |
| 主たる寄附  | 0円          | 人件費    | 1,458,100円  |
| その他の寄附 | 0円          | 家屋費    | 4,052,712円  |
| その他の収入 | 0円          | 選挙事務所費 | 4,052,712円  |
| 今回計    | 0円          | 集合会場費  | 0円          |
| 前回計    | 39,656,000円 | 通信費    | 0円          |
| 総計     | 39,656,000円 | 交通費    | 76,330円     |
|        |             | 印刷費    | 0円          |
|        |             | 広告費    | 0円          |
|        |             | 文具費    | 0円          |
|        |             | 食糧費    | 0円          |
|        |             | 休泊費    | 0円          |
|        |             | 雑費     | 147,160円    |
|        |             | 今回計    | 5,734,302円  |
|        |             | 前回計    | 13,976,328円 |
|        |             | 総計     | 19,710,630円 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額 |
|--------------|---------|----|
|              | ビラの作成   | 0円 |
|              | ポスターの作成 | 0円 |
|              | 計       | 0円 |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和3年8月12日 | 第2回報告分 |
|----------|-----------|--------|



|         |      |      |     |    |                       |      |
|---------|------|------|-----|----|-----------------------|------|
| 候補者氏名   | 金澤和夫 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 令和3年7月2日から<br>8月19日まで | 第3回分 |
| 出納責任者氏名 | 松田保  |      |     |    |                       |      |

|        |             |        |          |
|--------|-------------|--------|----------|
| 収入     |             | 支出     |          |
| 主たる寄附  | 0円          | 人件費    | 30,000円  |
| その他の寄附 | 0円          | 家屋費    | 167,434円 |
| その他の収入 | 28円         | 選挙事務所費 | 167,434円 |
| 今回計    | 28円         | 集合会場費  | 0円       |
| 前回計    | 39,656,000円 | 通信費    | 467,039円 |
| 総計     | 39,656,028円 | 交通費    | 0円       |
|        |             | 印刷費    | 0円       |
|        |             | 広告費    | 0円       |
|        |             | 文具費    | 0円       |

|     |             |
|-----|-------------|
| 食糧費 | 0円          |
| 休泊費 | 0円          |
| 雑費  | 84,215円     |
| 今回計 | 748,598円    |
| 前回計 | 19,710,630円 |
| 総計  | 20,459,228円 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額 |
|--------------|---------|----|
|              | ビラの作成   | 0円 |
|              | ポスターの作成 | 0円 |
|              | 計       | 0円 |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和3年8月25日 | 第3回報告分 |
|----------|-----------|--------|



|         |      |      |     |                               |
|---------|------|------|-----|-------------------------------|
| 候補者氏名   | 金田峰生 | 所属党派 | 無所属 | 期間 令和3年6月8日から<br>7月27日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 東郷泰三 |      |     |                               |

| 収 入                |      |            | 支 出    |            |
|--------------------|------|------------|--------|------------|
| 主たる寄附<br>(氏名団体名)   | (職業) | (寄附額)      | 人件費    | 36,562円    |
| 憲法が輝く兵庫<br>県政をつくる会 |      | 2,946,145円 | 家屋費    | 239,670円   |
| その他の寄附             | 9件   | 70,000円    | 選挙事務所費 | 97,500円    |
| その他の収入             |      | 0円         | 集合会場費  | 142,170円   |
| 今回計                |      | 2,946,145円 | 通信費    | 17,000円    |
| 総計                 |      | 2,946,145円 | 交通費    | 1,080円     |
|                    |      |            | 印刷費    | 2,612,380円 |
|                    |      |            | 広告費    | 1,717,436円 |
|                    |      |            | 文具費    | 8,500円     |
|                    |      |            | 食糧費    | 0円         |
|                    |      |            | 休泊費    | 0円         |
|                    |      |            | 雑費     | 23,817円    |
|                    |      |            | 今回計    | 4,656,445円 |
|                    |      |            | 総計     | 4,656,445円 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額         |
|--------------|---------|------------|
|              | ビラの作成   | 726,100円   |
|              | ポスターの作成 | 984,200円   |
|              | 計       | 1,710,300円 |

|          |          |        |
|----------|----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和3年8月2日 | 第1回報告分 |
|----------|----------|--------|

兵庫県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和4年3月29日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日     |
|------------|--------|----------|---------------|-----------|
| 自由民主党家島支部  | 坂本 学   | 竹中 達彦    | 姫路市家島町宮1410-3 | 令和4年1月14日 |
| 自由民主党姫路市支部 | 竹中 隆一  | 井川 一善    | 姫路市四郷町見野918-5 | 令和4年1月28日 |

(2) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の種類(第1号) | 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号) | 届出年月日    |
|-----------------|--------|----------|------------|------------|-----------------------|----------|
| 稲垣秀哉と兵庫の未来をつくる会 | 稲垣 秀哉  | 山木 良一    | 芦屋市平田町8-17 | 参議院議員      | 稲垣秀哉、参議院議員            | 令和4年2月8日 |

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日     |
|-------------|--------|----------|-------------------|-----------|
| 尼崎と鹿児島を繋ぐ会  | 呑野 和也  | 井上 妙子    | 尼崎市東七松町1-9-20-104 | 令和3年4月21日 |
| 稲美町の未来を考える会 | 土原 翔吾  | 宮崎 千春    | 加古郡稲美町岡870-2      | 令和4年2月18日 |
| いわねただし後援会   | 澤野 祥二  | 山本 貴也    | 加東市新町224          | 令和4年2月8日  |
| 上崎かつのり後援会   | 上崎 勝規  | 上崎 勝規    | 洲本市海岸通2丁目2番7号     | 令和3年12月6日 |
| 大内将広後援会     | 大内 将広  | 大内 康雄    | 佐用郡佐用町豊福570番地2    | 令和4年1月28日 |
| 木村ひでゆき後援会   | 藤原 陽平  | 平岡 敬人    | 神崎郡神河町寺前112-2     | 令和4年1月14日 |
| 久保てつじ後援会    | 久保 哲二  | 久保 哲二    | 洲本市物部三丁目2番69号     | 令和4年1月28日 |
| 幸田勝治後援会     | 幸田 勝治  | 幸田 保子    | 佐用郡佐用町上本郷540      | 令和4年1月5日  |
| こむら潤後援会     | 森原 健一  | 野中 一清    | 神戸市兵庫区新開地3-4-20   | 令和4年2月9日  |

|                    |       |       |                            |            |
|--------------------|-------|-------|----------------------------|------------|
| さえき直之後援会           | 佐伯直之  | 佐伯直之  | 神戸市東灘区本庄町1丁目11-10          | 令和4年2月21日  |
| 坂本龍佑後援会            | 坂本龍佑  | 坂本節子  | 西宮市弓場町3-7-404              | 令和3年12月21日 |
| 佐野つよし後援会           | 中村誠作  | 佐野信次郎 | 尼崎市武庫町4-4-16 アトレ武庫701      | 令和4年2月1日   |
| しばやすはると明日の川西市をつくる会 | 斯波康晴  | 斯波康晴  | 川西市けやき坂1-9-3               | 令和3年12月28日 |
| しみずれいこ後援会          | 清水玲子  | 清水瑠璃  | 加古川市別府町新野辺北町4丁目48番地の7      | 令和4年2月22日  |
| 洲本市を考える会           | 尾上昌史  | 鍋谷清剛  | 洲本市上物部二丁目2番41号             | 令和4年1月19日  |
| 高見寛治後援会            | 井口康男  | 高見秀美  | 佐用郡佐用町大酒910-2              | 令和4年1月24日  |
| 西山博大後援会            | 根岸直美  | 西山みどり | 川西市大和東3丁目3-2               | 令和3年12月23日 |
| 濱口仁士後援会            | 濱口仁士  | 濱口仁士  | 西宮市樋之池町27-14-309           | 令和4年2月28日  |
| 林政徳後援会             | 林政徳   | 林志保   | 三田市富士が丘1丁目19-1313          | 令和4年1月6日   |
| 原田ひとみ後援会           | 原田ひとみ | 原田義昭  | 洲本市千草乙46                   | 令和4年1月20日  |
| 原なつ子と医療と教育を考える会    | 原菜津子  | 原達哉   | 芦屋市打出小槌町3番17-501号          | 令和4年1月11日  |
| 東田としひろ後援会          | 東田寿啓  | 東田順造  | 加古川市志方町投松258-2             | 令和4年1月11日  |
| 菱田貴之後援会            | 菱田貴之  | 菱田香寿美 | 加古川市尾上町長田526-10            | 令和4年1月11日  |
| ふくしま昌幸後援会          | 藤本忠人  | 浦上敏   | 洲本市由良1丁目地先                 | 令和3年12月8日  |
| 松岡のぶひこ後援会          | 松岡宣彦  | 松岡起代子 | 神崎郡神河町吉富940                | 令和4年1月14日  |
| 森けんと後援会            | 磯山賢二  | 小間幸代  | 西宮市松原町4-7 GRANZ 1階         | 令和4年1月20日  |
| 山田宏兵庫県後援会          | 岡田太郎  | 井上暁   | 神戸市中央区山本通5-7-18 兵庫県歯科医師会館内 | 令和4年1月6日   |
| 山田義人後援会            | 山田義人  | 山田義人  | 加東市下滝野3丁目146               | 令和4年1月18日  |
| 山本直人後援会            | 山本直人  | 竹内伸佳  | たつの市誉田町誉106                | 令和4年1月27日  |

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動内容 |                    | 異動年月日     |
|------------|--------|------------|------|--------------------|-----------|
| 自由民主党宝塚市支部 | 大川裕之   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 宝塚市伊子志4丁目1-1北極ビル2階 | 令和3年1月20日 |
|            |        |            | 旧    | 宝塚市売布2丁目5-1-107    |           |

|                      |           |            |   |                            |            |
|----------------------|-----------|------------|---|----------------------------|------------|
| 自由民主党丹波市支部           | 石川 憲 幸    | 会計責任者の氏名   | 新 | 足立 嘉 正                     | 令和4年2月14日  |
|                      |           |            | 旧 | 広 田 まゆみ                    |            |
| 自由民主党兵庫県LPガス支部       | 北 嶋 太 郎   | 会計責任者の氏名   | 新 | 稲 田 博 光                    | 令和3年10月1日  |
|                      |           |            | 旧 | 山 本 高 士                    |            |
| 自由民主党日南支部            | 北 口 俊 一   | 代表者の氏名     | 新 | 北 口 俊 一                    | 令和4年2月1日   |
|                      |           |            | 旧 | 鎌 倉 健 治                    |            |
| 自由民主党兵庫県第五選挙区支部      | 谷 公 一     | 会計責任者の氏名   | 新 | 塚 本 正 彦                    | 令和4年1月1日   |
|                      |           |            | 旧 | 石 本 毅                      |            |
| 日本維新の会衆議院兵庫県第5選挙区支部  | 遠 藤 良 太   | 主たる事務所の所在地 | 新 | 三田市中央町3-12 マスタビル3階         | 令和3年12月7日  |
|                      |           |            | 旧 | 三田市中央町15-43                |            |
| 日本維新の会衆議院兵庫県第7選挙区支部  | 三 木 圭 恵   | 会計責任者の氏名   | 新 | 渡 壁 勇 樹                    | 令和4年2月9日   |
|                      |           |            | 旧 | 三 木 御 鈴                    |            |
| 日本維新の会衆議院兵庫県第4選挙区支部  | 赤 木 正 幸   | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市西区井吹台西町2-2-1-602        | 令和4年1月2日   |
|                      |           |            | 旧 | 神戸市西区学園西町7-3-714-202       |            |
| 日本維新の会衆議院兵庫県第10選挙区支部 | 堀 井 健 智   | 主たる事務所の所在地 | 新 | 加古川市加古川町寺家町352-4 みどり屋ビル2階  | 令和4年1月2日   |
|                      |           |            | 旧 | 加古川市加古川町中津569-2 ボメールメゾン105 |            |
| 日本維新の会衆議院兵庫県第12選挙区支部 | 池 畑 浩 太 朗 | 主たる事務所の所在地 | 新 | たつの市龍野町富永730-20            | 令和3年12月1日  |
|                      |           |            | 旧 | 赤穂市加里屋2152-1               |            |
| 日本共産党西播地区委員会         | 岩 崎 修     | 会計責任者の氏名   | 新 | 立 川 繁 美                    | 令和4年2月3日   |
|                      |           |            | 旧 | 菊 池 恵 躬 子                  |            |
| 日本共産党東灘・灘・中央地区委員会    | 竹 田 雅 洋   | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市灘区灘南通5-2-2-1            | 令和4年1月15日  |
|                      |           |            | 旧 | 神戸市中央区楠町1-12-1             |            |
| 立憲民主党兵庫県第12区総支部      | 酒 井 孝 典   | 主たる事務所の所在地 | 新 | たつの市龍野町富永270番地2号           | 令和3年12月10日 |
|                      |           |            | 旧 | たつの市龍野町富永227番地2号           |            |



|                |      |            |   |             |            |
|----------------|------|------------|---|-------------|------------|
|                |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 廣利一志        |            |
|                |      |            | 旧 | 永江一之        |            |
| 立憲民主党兵庫県第2区総支部 | 船川治郎 | 会計責任者の氏名   | 新 | 船川彩         | 令和3年10月30日 |
|                |      |            | 旧 | 及川智義        |            |
| 立憲民主党兵庫県第6区総支部 | 櫻井周  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 伊丹市西台5-1-11 | 令和4年1月18日  |
|                |      |            | 旧 | 伊丹市西台2-5-11 |            |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称               | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動内容 |              | 異動年月日      |
|-----------------------|--------|------------|------|--------------|------------|
| 浅田康子後援会               | 藤田尚子   | 代表者の氏名     | 新    | 藤田尚子         | 令和3年10月20日 |
|                       |        |            | 旧    | 熊原幹恵         |            |
| あたたかく民主的な市政をめざす芦屋市民の会 | 木野下章   | 代表者の氏名     | 新    | 木野下章         | 令和3年11月27日 |
|                       |        |            | 旧    | 濱本鶴男         |            |
| 淡路市を考える会              | 津田豊    | 会計責任者の氏名   | 新    | 大山朱実         | 令和3年12月27日 |
|                       |        |            | 旧    | 魚崎一郎         |            |
| 井川かずよし後援会             | 柳川雅也   | 代表者の氏名     | 新    | 柳川雅也         | 令和4年2月24日  |
|                       |        |            | 旧    | 井口治          |            |
| 池田りな後援会               | 木村りな   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 尼崎市西長洲町3-3-3 | 令和3年12月10日 |
|                       |        |            | 旧    | 尼崎市潮江2-13-8  |            |
| いちむら浩一郎を応援する会         | 三木谷浩史  | 会計責任者の氏名   | 新    | 砂田正明         | 令和4年1月21日  |
|                       |        |            | 旧    | 吹田毅          |            |
| いとう勝正後援会              | 伊藤勝正   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 明石市沢野南町3-5-6 | 令和4年1月5日   |
|                       |        |            | 旧    | 明石市鳥羽1694-1  |            |
| いわね正後援会               | 澤野祥二   | 政治団体の名称    | 新    | いわね正後援会      | 令和4年2月14日  |
|                       |        |            | 旧    | いわねただし後援会    |            |
| 岩見あきら後援会              | 岩見明    | 代表者の氏名     | 新    | 岩見明          | 令和4年1月11日  |
|                       |        |            | 旧    | 松岡一重         |            |
| 石見かずゆき後援会             | 石見和之   | 会計責任者の氏名   | 新    | 石見茂          | 令和4年2月24日  |
|                       |        |            | 旧    | 石見照代         |            |
| 上田とも子後援会              | 千葉裕    | 会計責任者の氏名   | 新    | 西垣栄          | 令和3年8月1日   |
|                       |        |            | 旧    | 中家和美         |            |

|                        |       |            |   |                    |            |
|------------------------|-------|------------|---|--------------------|------------|
| 氏田年行後援会                | 尾上昌史  | 代表者の氏名     | 新 | 尾上昌史               | 令和4年2月17日  |
|                        |       |            | 旧 | 藤井健男               |            |
| 遠藤良太サポーターズクラブ          | 遠藤良太  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 三田市中央町3-12 マスダビル3階 | 令和3年12月7日  |
|                        |       |            | 旧 | 三田市中央町15-43        |            |
| 大前はるよ後援会               | 辻村春代  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 西宮市津門仁辺町6-17       | 令和4年1月1日   |
|                        |       |            | 旧 | 西宮市津門綾羽町2-3        |            |
| おおやま和明後援会              | 大山和明  | 代表者の氏名     | 新 | 大山和明               | 令和3年12月24日 |
|                        |       |            | 旧 | 田中功                |            |
| 岡嶋正昭後援会                | 市橋薫   | 会計責任者の氏名   | 新 | 岡嶋千津子              | 令和3年12月1日  |
|                        |       |            | 旧 | 竹内正己               |            |
| 小野市・加東市医師連盟            | 坂本泰三  | 会計責任者の氏名   | 新 | 田中靖                | 令和3年3月27日  |
|                        |       |            | 旧 | 岡村龍一郎              |            |
| 加古原みずき後援会              | 加古原瑞樹 | 代表者の氏名     | 新 | 加古原瑞樹              | 令和4年1月27日  |
|                        |       |            | 旧 | 四方田康次              |            |
|                        |       | 会計責任者の氏名   | 新 | 加古原瑞樹              |            |
|                        |       |            | 旧 | 長谷川雅昭              |            |
| 門康彦後援会門友会              | 三津啓祐  | 会計責任者の氏名   | 新 | 大山朱実               | 令和3年12月27日 |
|                        |       |            | 旧 | 魚崎一郎               |            |
| 要コウタとみんなの会             | 前田辰一  | 政治団体の名称    | 新 | 要コウタとみんなの会         | 令和4年2月1日   |
|                        |       |            | 旧 | 要弘太とみんなの会          |            |
| 川崎重工労働組合明石支部政治活動委員会    | 重宮秀人  | 代表者の氏名     | 新 | 重宮秀人               | 令和4年2月4日   |
|                        |       |            | 旧 | 竹内公昭               |            |
| 河島信行後援会                | 服部七良  | 代表者の氏名     | 新 | 服部七良               | 令和3年12月9日  |
|                        |       |            | 旧 | 藤木幸代               |            |
| 川重グループ労働組合連合会政策実現推進委員会 | 濱田圭   | 会計責任者の氏名   | 新 | 下茶健一               | 令和3年9月17日  |
|                        |       |            | 旧 | 片山勇輝               |            |
| 川重労組西神戸支部政策実現推進委員会     | 川畑隆一  | 会計責任者の氏名   | 新 | 坂本知仁               | 令和4年2月1日   |
|                        |       |            | 旧 | 武内丘                |            |
| 河本圭司後援会                | 河本圭司  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 西宮市高須町1丁目1番12-312号 | 令和3年1月31日  |
|                        |       |            | 旧 | 西宮市高須町2丁目1番32-320号 |            |

|               |       |            |      |                        |            |                  |           |
|---------------|-------|------------|------|------------------------|------------|------------------|-----------|
| 黒田一美後援会       | 松原政幸  | 代表者の氏名     | 新    | 松原政幸                   | 令和4年2月13日  |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 中野一刀                   |            |                  |           |
|               |       | 会計責任者の氏名   | 新    | 狩口正昭                   |            |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 向田武司                   |            |                  |           |
| 黒田一美の会        | 黒田一美  | 会計責任者の氏名   | 新    | 狩口正昭                   | 令和4年2月13日  |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 今泉和彦                   |            |                  |           |
| 現代政策調査会       | 石井一   | 会計責任者の氏名   | 新    | 竹伸二                    | 令和3年11月1日  |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 及川智義                   |            |                  |           |
| 幸福実現党宝塚・川西後援会 | 田葉井健二 | 代表者の氏名     | 新    | 田葉井健二                  | 令和3年5月11日  |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 宮内香織                   |            |                  |           |
|               |       | 会計責任者の氏名   | 新    | 田葉井健二                  |            |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 宮内香織                   |            |                  |           |
| さいとう元彦後援会     | 齋藤元彦  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市須磨区高倉台6-20-3        | 令和3年9月13日  |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 神戸市中央区布引町3-1-8         |            |                  |           |
|               |       | 代表者の氏名     | 新    | 齋藤元彦                   | 令和4年2月7日   |                  |           |
|               |       |            | 前    | 齋藤静夫                   | 令和3年9月13日  |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 齋藤元彦                   |            |                  |           |
|               |       | 会計責任者の氏名   | 新    | 齋藤静夫                   | 令和3年5月10日  |                  |           |
|               |       |            | 前    | 正木克幸                   |            |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 齋藤元彦                   |            |                  |           |
|               |       | 酒井孝典後援会    | 酒井孝典 | 主たる事務所の所在地             | 新          | たつの市龍野町富永270番地2号 | 令和3年12月1日 |
|               |       |            |      |                        | 旧          | たつの市龍野町富永227番地2号 |           |
| 会計責任者の氏名      | 新     |            |      | 廣利一志                   |            |                  |           |
|               | 旧     |            |      | 永江一之                   |            |                  |           |
| 三田ネットワーク21    | 関口正人  | 会計責任者の氏名   | 新    | 堀弘幸                    | 令和4年1月26日  |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 関口香代                   |            |                  |           |
| しぶや祐介後援会      | 澁谷祐介  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 西宮市薬師町5-40-14          | 令和3年12月26日 |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 西宮市鞍掛町2-9              |            |                  |           |
| 周山会           | 櫻井周   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 伊丹市西台5-1-11            | 令和4年1月18日  |                  |           |
|               |       |            | 旧    | 伊丹市西台2丁目5-11<br>松屋ビル2階 |            |                  |           |

|                   |       |            |   |                           |            |
|-------------------|-------|------------|---|---------------------------|------------|
| 洲本市を考える会          | 鍋谷清剛  | 代表者の氏名     | 新 | 鍋谷清剛                      | 令和4年2月17日  |
|                   |       |            | 旧 | 尾上昌史                      |            |
|                   |       | 会計責任者の氏名   | 新 | 藤井健男                      |            |
|                   |       |            | 旧 | 鍋谷清剛                      |            |
| 政策実現を目指す会         | 藤本貴也  | 会計責任者の氏名   | 新 | 岡翔太                       | 令和4年2月3日   |
|                   |       |            | 旧 | 峰健太郎                      |            |
| 税理士による山口つよし後援会    | 柴原恵一  | 主たる事務所の所在地 | 新 | たつの市龍野町富永770-1            | 令和4年1月24日  |
|                   |       |            | 旧 | たつの市龍野町堂本34-13 龍野ステーションビル |            |
|                   |       | 代表者の氏名     | 新 | 柴原恵一                      |            |
|                   |       |            | 旧 | 三木政司                      |            |
| たかせ勝也後援会          | 高瀬勝也  | 会計責任者の氏名   | 新 | 高瀬芳子                      | 令和3年12月9日  |
|                   |       |            | 旧 | 山下里香                      |            |
| 竹中さとるを育てる会        | 竹中理   | 会計責任者の氏名   | 新 | 村尾恵                       | 令和3年8月15日  |
|                   |       |            | 旧 | 田中由紀子                     |            |
| 谷公一後援会            | 久保井一匡 | 会計責任者の氏名   | 新 | 塚本正彦                      | 令和4年1月1日   |
|                   |       |            | 旧 | 石本毅                       |            |
| ちくさ英後援会           | 千種美奈子 | 代表者の氏名     | 新 | 千種美奈子                     | 令和4年1月28日  |
|                   |       |            | 旧 | 千種二裕                      |            |
| デンソーテン労働組合政策活動委員会 | 大山友久  | 代表者の氏名     | 新 | 大山友久                      | 令和4年2月11日  |
|                   |       |            | 旧 | 辻岡政輝                      |            |
|                   |       | 会計責任者の氏名   | 新 | 今井和正                      |            |
|                   |       |            | 旧 | 大山友久                      |            |
| 土井はるお後援会          | 土井晴夫  | 会計責任者の氏名   | 新 | 土井宗子                      | 令和4年1月20日  |
|                   |       |            | 旧 | 立花孝志                      |            |
| どえん孝昌後援会          | 西川賢司  | 会計責任者の氏名   | 新 | 土遠孝昌                      | 令和4年1月28日  |
|                   |       |            | 旧 | 東真住子                      |            |
| 西脇市多可郡医師連盟        | 村上典正  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 西脇市下戸田128番地の1             | 令和3年5月6日   |
|                   |       |            | 旧 | 西脇市和田町688                 |            |
| のもと利明後援会          | 野本利明  | 代表者の氏名     | 新 | 野本利明                      | 令和3年12月21日 |
|                   |       |            | 旧 | 野本章                       |            |
|                   |       |            |   |                           |            |

|                       |      |            |   |                  |            |
|-----------------------|------|------------|---|------------------|------------|
|                       |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 野本昌子             |            |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 野本艶子             |            |
| 兵庫県LPガス政治連盟           | 北嶋太郎 | 会計責任者の氏名   | 新 | 稲田博光             | 令和3年10月1日  |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 山本高士             |            |
| 兵庫県歯科医師連盟須磨支部         | 横田一正 | 会計責任者の氏名   | 新 | 鄭哲浩              | 令和3年12月23日 |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 前田直哉             |            |
| 兵庫県歯科医師連盟丹波篠山支部       | 小嶋一郎 | 会計責任者の氏名   | 新 | 森口和彦             | 令和3年4月1日   |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 有本貴昌             |            |
| 兵庫県理学療法士連盟            | 石川智昭 | 代表者の氏名     | 新 | 石川智昭             | 令和4年2月1日   |
|                       |      |            | 旧 | 神沢信行             |            |
| 兵庫民社                  | 川内清尚 | 代表者の氏名     | 新 | 川内清尚             | 令和4年1月6日   |
|                       |      |            | 旧 | 向山好一             |            |
|                       |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 宮坂祐太             |            |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 川内清尚             |            |
| 深沢巧後援会                | 寺尾稔  | 会計責任者の氏名   | 新 | 深澤巧              | 令和4年1月6日   |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 寺尾義昭             |            |
| 文化薫る芦屋の会              | 竹山清明 | 政治団体の名称    | 新 | 文化薫る芦屋の会         | 令和4年2月8日   |
|                       |      |            | 旧 | 文化薫る美しいまち芦屋をつくる会 |            |
|                       |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 岩崎俊三             |            |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 高橋洋一             |            |
| 芳香会                   | 橋本一豊 | 会計責任者の氏名   | 新 | 高谷理恵             | 令和4年1月5日   |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 松田茂樹             |            |
| 松田しげる後援会              | 松田茂  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 西宮市松原町3-8-1003   | 令和4年2月25日  |
|                       |      |            | 旧 | 西宮市泉町5-27-207    |            |
| 三木けえ後援会               | 三木圭恵 | 会計責任者の氏名   | 新 | 渡壁勇樹             | 令和4年2月9日   |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 三木御鈴             |            |
| 三菱重工グループ労連神船地本政治活動委員会 | 木崎裕介 | 代表者の氏名     | 新 | 木崎裕介             | 令和3年10月1日  |
|                       |      |            | 旧 | 梶本昇司             |            |
|                       |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 宇治田知大            |            |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 高野一樹             |            |
| 南初男後援会                | 南初男  | 会計責任者の氏名   | 新 | 田村美幸             | 令和4年1月15日  |
|                       |      | の氏名        | 旧 | 芝山厚子             |            |

|            |       |          |   |       |            |
|------------|-------|----------|---|-------|------------|
| 明見孝一郎後援会   | 妹尾貴之  | 会計責任者の氏名 | 新 | 田中裕悟  | 令和4年2月16日  |
|            |       |          | 旧 | 西川宏明  |            |
| 村井正信後援会    | 田中秀夫  | 代表者の氏名   | 新 | 田中秀夫  | 令和3年10月20日 |
|            |       |          | 旧 | 村井寛子  |            |
|            |       | 会計責任者の氏名 | 新 | 村井寛子  |            |
|            |       |          | 旧 | 高瀬弘行  |            |
| もみたに宏を育てる会 | 奥雅行   | 代表者の氏名   | 新 | 奥雅行   | 令和3年6月18日  |
|            |       |          | 旧 | 藤本明彦  |            |
|            |       | 会計責任者の氏名 | 新 | 國賀浩治  |            |
|            |       |          | 旧 | 田平幸哲  |            |
| 山口さとる後援会   | 長谷川尚吾 | 会計責任者の氏名 | 新 | 岡翔太   | 令和4年2月3日   |
|            |       |          | 旧 | 峰健太郎  |            |
| 山口さとるを育てる会 | 山口悟   | 会計責任者の氏名 | 新 | 岡翔太   | 令和4年2月3日   |
|            |       |          | 旧 | 峰健太郎  |            |
| 山田みつあき後援会  | 山田光昭  | 会計責任者の氏名 | 新 | 北岡大   | 令和4年2月4日   |
|            |       |          | 旧 | 石谷嘉英  |            |
| 山田みゆき後援会   | 山田豊   | 会計責任者の氏名 | 新 | 山田豊   | 令和4年2月9日   |
|            |       |          | 旧 | 大野ミヨ子 |            |
| 豊かなまちをつくる会 | 長谷部武  | 代表者の氏名   | 新 | 長谷部武  | 令和4年1月11日  |
|            |       |          | 旧 | 稲葉武大  |            |
|            |       | 会計責任者の氏名 | 新 | 長谷部武  |            |
|            |       |          | 旧 | 大森忠   |            |
| リポーンいながわ   | 東本享也  | 代表者の氏名   | 新 | 東本享也  | 令和3年10月1日  |
|            |       |          | 旧 | 末松早苗  |            |

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名 | 解散年月日     |
|----------------|--------|-----------|
| 自由民主党兵庫県えびす会支部 | 小西美江子  | 令和3年12月6日 |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|-------------|--------|------------|
| 青山けんじ後援会    | 永井彰    | 令和4年2月17日  |
| 青山けんじを支援する会 | 高瀬貴章   | 令和4年2月17日  |
| 足田仁司後援会     | 石野義明   | 令和3年12月31日 |

|                    |        |            |
|--------------------|--------|------------|
| 東豊俊後援会             | 野坂隆夫   | 令和3年12月31日 |
| 新しい養父をつくる市民の会      | 大谷 聡   | 令和3年12月31日 |
| 阿部計一後援会            | 浜崎 聿彦  | 令和4年2月2日   |
| 尼崎と鹿児島を繋ぐ会         | 呑野和也   | 令和3年12月31日 |
| 太田茂後援会             | 新宮 郁朗  | 令和3年12月10日 |
| 岡崎ふみのり後援会          | 森口 眞良  | 令和3年12月24日 |
| 岡崎義樹後援会            | 岡崎 義樹  | 令和3年12月31日 |
| 岡野多穂後援会            | 岡野 多穂  | 令和3年12月31日 |
| おくむら忠俊後援会          | 奥村 忠俊  | 令和3年12月31日 |
| かがくい茂後援会           | 霜出 辰見  | 令和3年12月31日 |
| 輝く加東をつくる会(安田正義後援会) | 亀田 隆光  | 令和3年12月31日 |
| 垣内ひろあき後援会          | 垣内 宏之  | 令和4年1月26日  |
| 金田峰生後援会            | 森原 健一  | 令和3年12月31日 |
| 釜谷研造後援会            | 釜谷 泰造  | 令和3年12月31日 |
| 榎橋美恵子後援会           | 榎橋 美恵子 | 令和3年5月12日  |
| 久保高章後援会            | 久保 高章  | 令和3年12月31日 |
| 元気な養父市をつくる会        | 柄下 喜幸  | 令和3年12月31日 |
| 幸田勝治後援会            | 幸田 保子  | 令和4年1月5日   |
| 小島一後援会             | 奈良 敬宏  | 令和3年12月6日  |
| 小林茂後援会             | 小林 茂   | 令和3年12月11日 |
| 小林健志後援会            | 小林 健志  | 令和2年12月31日 |
| 近藤ふみひろ後援会          | 近藤 文博  | 令和3年12月31日 |
| 実友勉後援会             | 西尾 芳信  | 令和3年12月31日 |
| 佐野剛志後援会            | 中村 誠作  | 令和4年1月31日  |
| さんだ創世の会            | 谷口 民雄  | 令和3年12月31日 |
| 汐江史朗後援会            | 山本 正紀  | 令和3年12月31日 |
| 新生兵庫と協働する会         | 井戸 敏三  | 令和3年12月31日 |
| 新生兵庫をつくる会宝塚支部      | 今里有宏   | 令和3年12月31日 |
| 杉山公克後援会            | 杉山 公克  | 令和3年6月30日  |
| 高橋博後援会             | 高橋 博   | 令和4年2月28日  |
| 竹重栄二後援会            | 竹重 栄二  | 令和3年12月31日 |
| 田村和也を励ます会          | 吉井 公典  | 令和4年1月31日  |
| 地域政党たからづか 宝塚党      | 岡野 多穂  | 令和3年12月31日 |

|                     |         |            |
|---------------------|---------|------------|
| 中貝宗治後援会             | 中 貝 宗 治 | 令和4年2月4日   |
| 中川正則後援会             | 中 川 正 則 | 令和3年11月30日 |
| 中村たいすけ後援会           | 井 上 一 久 | 令和3年12月28日 |
| 呑野和也後援会             | 呑 野 和 也 | 令和3年12月31日 |
| 土生田仁志後援会            | 土生田 仁 志 | 令和3年11月1日  |
| 濱口仁士後援会             | 濱 口 仁 士 | 令和4年2月28日  |
| 原田ゆきひろ後援会           | 熊 谷 千 昭 | 令和3年1月26日  |
| 日指英良後援会             | 日 指 寿佐美 | 令和4年1月12日  |
| HYOGOグリーンネットワーク須磨支部 | 村 野 誠 一 | 令和3年2月19日  |
| 兵庫県改革協議会            | 向 山 好 一 | 令和3年12月7日  |
| 兵庫県酪農政治連盟           | 中 澤 惣一郎 | 令和4年1月31日  |
| ひろせ栄後援会             | 柄 下 喜 幸 | 令和3年12月31日 |
| 誇れるまち西宮をつくる会        | 本 井 敏 雄 | 令和4年2月23日  |
| 村井公平後援会             | 松 原 昇   | 令和3年11月30日 |
| 安田雄策後援会             | 安 田 雄 策 | 令和3年7月1日   |
| 山口つよしと共に元気な西播磨をつくる会 | 広 岡 史 郎 | 令和3年12月31日 |
| 吉田ともよ後援会            | 吉 田 知 代 | 令和3年12月31日 |
| 米田孝明後援会             | 川 田 純 弘 | 令和3年12月31日 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第15号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

令和4年3月29日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石 堂 則 本

1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称       | 主たる事務所の所在地             | 指定年月日     |
|-----------------------|---------|-----------------|------------------------|-----------|
| 稲垣 秀 哉                | 参議院議員   | 稲垣秀哉と兵庫の未来をつくる会 | 芦屋市平田町8-17             | 令和4年2月8日  |
| 大内 将 広                | 佐用町議会議員 | 大内将広後援会         | 佐用郡佐用町豊福570番地2         | 令和4年1月16日 |
| 住吉 寛 紀                | 衆議院議員   | 住吉ひろき後援会        | 姫路市小姓町35-1 船場西ビル4号     | 令和3年12月1日 |
| 孝岡 知 子                | 芦屋市議会議員 | 明日をわくわくする会      | 芦屋市清水町9番5号 汐見マンション201号 | 令和4年2月22日 |



|       |         |          |                  |           |
|-------|---------|----------|------------------|-----------|
| 濱口仁士  | 西宮市議会議員 | 濱口仁士後援会  | 西宮市樋之池町27-14-309 | 令和4年2月28日 |
| 原田ひとみ | 洲本市議会議員 | 原田ひとみ後援会 | 洲本市千草乙46         | 令和4年1月20日 |
| 山田義人  | 加東市長    | 山田義人後援会  | 加東市下滝野3丁目146     | 令和4年1月18日 |

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名 | 資金管理団体の名称     | 異動事項       | 異動内容 |                     | 異動年月日     |
|-----------------------|---------------|------------|------|---------------------|-----------|
| 伊藤勝正                  | いとう勝正後援会      | 主たる事務所の所在地 | 新    | 明石市沢野南町3-5-6        | 令和4年1月5日  |
|                       |               |            | 旧    | 明石市鳥羽1694-1         |           |
| 遠藤良太                  | 遠藤良太サポーターズクラブ | 主たる事務所の所在地 | 新    | 三田市中央町3-12 マスダビル3階  | 令和3年12月7日 |
|                       |               |            | 旧    | 三田市中央町15-43         |           |
| 酒井孝典                  | 酒井孝典後援会       | 主たる事務所の所在地 | 新    | たつの市龍野町富永270番地2号    | 令和3年12月1日 |
|                       |               |            | 旧    | たつの市龍野町富永227番地2号    |           |
| 櫻井周                   | 周山会           | 主たる事務所の所在地 | 新    | 伊丹市西台5-1-11         | 令和4年1月18日 |
|                       |               |            | 旧    | 伊丹市西台2丁目5-11 松屋ビル2階 |           |
| 松田茂                   | 松田しげる後援会      | 主たる事務所の所在地 | 新    | 西宮市松原町3-8-1003      | 令和4年2月25日 |
|                       |               |            | 旧    | 西宮市泉町5-27-207       |           |

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称     | 取消年月日      |
|------------------|---------------|------------|
| 井戸敏三             | 新生兵庫と協働する会    | 令和3年12月31日 |
| 遠藤良太             | 遠藤良太サポーターズクラブ | 令和3年12月7日  |
| 岡崎義樹             | 岡崎義樹後援会       | 令和3年12月31日 |
| 榎橋美恵子            | 榎橋美恵子後援会      | 令和3年5月12日  |
| 杉山公克             | 杉山公克後援会       | 令和3年6月30日  |
| 竹重栄二             | 竹重栄二後援会       | 令和3年12月31日 |
| 中貝宗治             | 中貝宗治後援会       | 令和4年2月4日   |
| 濱口仁士             | 濱口仁士後援会       | 令和4年2月28日  |
| 安田雄策             | 安田雄策後援会       | 令和3年7月1日   |

兵庫県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定、変更及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演

説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

表丹波篠山市の項中

「

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 西紀高齢者コミュニティセンター（五葉会館） | 丹波篠山市宮田113 |
|-----------------------|------------|

」

を

「

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 西紀高齢者コミュニティセンター（五葉会館） | 丹波篠山市宮田113 |
| 丹波篠山市立大山緑の会館          | 丹波篠山市大山新98 |

」

に改め、表佐用町の項中

「

|             |              |
|-------------|--------------|
| 南光文化センター    | 佐用町下徳久1005—1 |
| 三日月文化センター   | 佐用町三日月1110—1 |
| 三日月老人福祉センター | 佐用町三日月1110—1 |

」

を

「

|             |              |
|-------------|--------------|
| 南光文化センター    | 佐用町下徳久1005—1 |
| 三日月地域交流センター | 佐用町三日月1110—1 |

」

に改める。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第5号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり指定した。

令和4年3月29日

兵庫県教育委員会  
教育長 西 上 三 鶴

- 1 指定技能教育施設の名称等  
神戸YMCA高等学院（神戸市西区学園東町2丁目1番地3）
- 2 指定した連携科目等  

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| ビジネス基礎    | ビジネス基礎                |
| 課題研究      | 課題研究                  |



兵庫県教育委員会告示第6号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり指定した。

令和4年3月29日

兵庫県教育委員会  
教育長 西上三鶴

- 1 指定技能教育施設の名称等  
学校法人宮内学園 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校（神戸市東灘区御影中町8丁目4番14号）
- 2 指定した連携科目等  
連携措置に係る科目            連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  
ビジネス法規                    ビジネス法規



**兵庫県教育委員会告示第7号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり指定した。

令和4年3月29日

兵庫県教育委員会  
教育長 西上三鶴

- 1 指定技能教育施設の名称等  
三宮みのり高等部（神戸市中央区磯上通8丁目1番33号）
- 2 指定した連携科目等  
連携措置に係る科目            連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  
ビジネス法規                    ビジネス法規



**兵庫県教育委員会告示第8号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等の指定を次のとおり変更した。

令和4年3月29日

兵庫県教育委員会  
教育長 西上三鶴

- 1 指定技能教育施設の名称等  
学校法人大岡学園 大岡学園高等専修学校（豊岡市戸牧500番地3）
- 2 指定を変更した連携科目等
  - (1) 変更前
 

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| ビジネス実務    | ビジネス実務                |
| 電子商取引     | 電子商取引                 |
  - (2) 変更後
 

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目      | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| ビジネス・コミュニケーション | ビジネス・コミュニケーション        |
| ネットワーク活用       | ネットワーク活用              |



**兵庫県教育委員会告示第9号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり指定し、及び指定を変更した。

令和4年3月29日

兵庫県教育委員会  
教育長 西上三鶴

- 1 指定技能教育施設の名称等  
学校法人谷郷学園 三田モードビジネス専門学校（三田市相生町15番5号）
- 2 指定及び指定を変更した連携科目等

- (1) 指定した連携科目等
- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目      | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| ビジネス・コミュニケーション | ビジネス・コミュニケーション        |
| ソフトウェア活用       | ソフトウェア活用              |
| 保育基礎           | 保育基礎                  |
| 保育実践           | 保育実践                  |
| 生活産業情報         | 生活産業情報                |
- (2) 指定を変更した連携科目等
- ア 変更前
- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| ビジネス経済    | ビジネス経済                |
- イ 変更後
- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| グローバル経済   | グローバル経済               |



**兵庫県教育委員会告示第10号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり指定し、及び指定を解除した。

令和4年3月29日

兵庫県教育委員会  
教育長 西上三鶴

- 1 指定技能教育施設の名称等  
エコペットビジネス総合学院（尼崎市長洲西通1丁目3番23号）
- 2 指定及び指定を解除した連携科目等

- (1) 指定した連携科目等
- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目      | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| ビジネス・コミュニケーション | ビジネス・コミュニケーション        |
- (2) 指定を解除した連携科目等
- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| マーケティング   | マーケティング               |



**兵庫県教育委員会告示第11号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり指定し、及び指定を解除した。

令和4年3月29日

兵庫県教育委員会  
教育長 西上三鶴

- 1 指定技能教育施設の名称等  
学校法人大前学園 専修学校 西宮甲英高等学院（西宮市津門綾羽町2-3）
- 2 指定及び指定を解除した連携科目等

- (1) 指定した連携科目等
- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目    | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| マーケティング      | マーケティング               |
| ビジネス情報       | ビジネス情報                |
| アルゴリズムとプログラム | アルゴリズムとプログラム          |
- (2) 指定を解除した連携科目等
- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| ビジネス経済    | ビジネス経済                |
| 総合実践      | 総合実践                  |



**兵庫県教育委員会告示第12号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり指定し、及び指定を解除した。

令和4年3月29日

兵庫県教育委員会  
教育長 西 上 三 鶴

- 1 指定技能教育施設の名称等  
F. S. 播磨西高等学院（姫路市本町68番地170、加古川市加古川町寺家町101）
- 2 指定及び指定を解除した連携科目等
  - (1) 指定した連携科目等  

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| 総合実践      | 総合実践                  |
  - (2) 指定を解除した連携科目等  

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| ビジネス実務    | ビジネス実務                |

**教育委員会公告**

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月29日

契約担当者  
兵庫県教育長 西 上 三 鶴

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立西宮甲山高等学校ほか26施設で使用する電気（再生可能エネルギー100%）  
予定数量 6,178,621キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和4年2月15日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 契約金額（税抜）  
113,418,127円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和4年2月1日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月29日

契約担当者  
兵庫県教育長 西 上 三 鶴

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立篠山鳳鳴高等学校ほか30施設で使用する電気（再生可能エネルギー100%）  
予定数量 6,802,129キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和4年2月15日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 契約金額（税抜）  
130,775,980円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和4年2月1日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月29日

契約担当者  
兵庫県教育長 西上三鶴

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立川西明峰高等学校ほか32施設で使用する電気（再生可能エネルギー100%）  
予定数量 7,242,140キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和4年2月15日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 契約金額（税抜）  
146,273,274円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和4年2月1日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月29日

契約担当者  
兵庫県教育長 西上三鶴

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

兵庫県立伊川谷高等学校ほか34施設で使用する電気（再生可能エネルギー100%）

予定数量 5,970,582キロワット時／年

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方等を決定した日

令和4年2月15日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

5 契約金額（税抜）

126,832,572円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

令和4年2月1日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月29日

契約担当者

兵庫県教育長 西上三鶴

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

兵庫県立三木東高等学校ほか25施設で使用する電気（再生可能エネルギー100%）

予定数量 5,231,069キロワット時／年

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方等を決定した日

令和4年2月15日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

5 契約金額（税抜）

130,688,721円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

令和4年2月1日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による

**公安委員会規則**

金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

兵庫県公安委員会

委員長 大内ますみ

兵庫県公安委員会規則第4号

金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず営業条例施行規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1号エ中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の者は、この規則による改正後の金属くず営業条例施行規則第3条の規定の適用については、同条第1号エに規定する未成年者には含まれないものとする。



兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

兵庫県公安委員会規則第5号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表第3の2高速自動車国道の部近畿自動車道（敦賀線）の項の次に次のように加える。

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 近畿自動車道<br>（名古屋神戸線） | 川西市から神戸市まで |
|--------------------|------------|

別表第3の2高速自動車国道の部中国横断自動車道（姫路鳥取線）の項中「同市新宮町角亀」を「宍粟市山崎町高下字下河原」に改め、同表県道の部高砂北条線の項の次に次のように加える。

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 加古川北インター線 | 加古川市志方町大澤字観音堂790番1から同市志方町大澤字中谷826番1まで |
|-----------|---------------------------------------|

別表第3の2県道の部たつの相生線の項中「池ノ内」を「池之内」に改め、同項に次のように加える。

|                                |
|--------------------------------|
| 相生市池之内字家ノ下488番2から同市大石町737番12まで |
|--------------------------------|

別表第3の2県道の部野村明石線の項中「中津字重長884番1」を「印路2618番」に改め、同表市道（神戸市）の部藤原台中町43号線の項の次に次のように加える。

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 神戸二見線 | 神戸市西区平野町印路2618番地先から同区岩岡町岩岡922番地先まで |
|-------|------------------------------------|

別表第3の2市道（西宮市）の部山第92号線の項の次に次のように加える。

|        |                                               |
|--------|-----------------------------------------------|
| 山第93号線 | 西宮市山口町阪神流通センター1丁目114番から同市山口町阪神流通センター1丁目110番まで |
|--------|-----------------------------------------------|

別表第3の2市道（三木市）の部に次のように加える。

|            |                                           |
|------------|-------------------------------------------|
| 情報公園都市中央幹線 | 三木市志染町戸田字十力303番1から同市志染町戸田字中尾1838番296まで    |
| 情報公園都市南1号線 | 三木市志染町戸田字中尾1838番235から同市志染町戸田字中尾1838番235まで |
| 情報公園都市南3号線 | 三木市志染町戸田字中尾1838番296から同市志染町戸田字中尾1872番98まで  |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。